二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字坂ノ谷平二九五八、二九五九

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字坂ノ谷平二九五七の一、二九五七の三、二九六五の一から二九六五の五まで、二九六五の八、二九六五の九、字大谷四一八七の一〇から四一八七の一八まで、四一八八の二、字坂ノ谷四二七五の一、四二七五の二、字イモリ山ヨリ猪子谷四二七八の一、四二七八の四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字清水板山二〇一四の二、二〇二二、二〇二三、二〇二六の一、二〇二九、字奥戀子谷二〇四三、字龍盤魚山二九八七の三、二九八七の一一、二九八七の一二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町印賀字立石山五九〇の五三から五九〇の五五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、宮内字宮ノ谷小谷道ノ奥一九六、字細越山一六九五、茶屋字平ル林三四八の一、三四九の一、上萩山字桐ヶ谷田一二四五、神福字鍛冶屋一三九二の二、字田ノ平ラ一四〇五、字大原奥二〇一五、字大原ノ上二〇二六の三・字塩滝山二〇六九の八六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鍛冶屋一三九二の二・字田ノ平ラ一四〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町印賀字道ノ子山三五の二、字寺林一一四二の一、一一四二の二、宝谷字道谷一九四、三吉字仲山尻リ二五四の三、字四斗ナシ二八六の一、字穴内四七八の五、字床吉山釿後口九一八の二、上萩山字新田山四八六の五三、菅沢字秋原山五六五の五、佐木谷字打道山七六九の三、下阿昆縁字宇祢道八九二の一五、字下川平山一七三八の四、丸山字鉄穴原林九三六の一・九三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、湯河字小稲積一一八七、三栄字雁田山一五五八の一、一五五八の六から一五五八の一〇まで、一五六五の一、神福字大熊山一五七二の五一、一五七二の五四、一五七二の八三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県米子市淀江町稲吉字向塚原一二〇六の一四五、一二〇六の一四八、一二〇六の一五〇、一二〇六の一六五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）